

現況届は忘れずに

重度の障がいがある人への各種手当

●申し込み・問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班 ☎(248) 1144

在宅で重度の障がいがある人に下表のとおり手当を支給します。各種手当には所得制限があります。詳しくはお尋ねください。

現況届の提出が必要です

次の手当の受給者は、受給資格要件確認のため、毎年8月1日現在の状況を記載した現況届の提出が必要です。

- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・特別児童扶養手当
- ・経過福祉手当
- ・必要書類などは受給者に直接通知します。提出がなければ8月以降の手当を受給できなくなりますので、忘れずに届け出を行なってください。

期間中、どうしても都合のつかない人はご連絡ください。

▼提出期間 8月9日(金)～30日(金)

種類	月額	対象	障害の程度
特別障害者手当	27,200円	身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の人	身体障害者手帳1・2級程度と療育手帳A1・A2程度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳以上の人は対象外。
障害児福祉手当	14,790円	身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活で常に特別の介護を必要とする20歳未満の人	身体障害者手帳1・2級程度、または療育手帳A1・A2程度 ※障害年金などの受給者、施設入所者などは対象外。
特別児童扶養手当	1級 52,200円 2級 34,770円	心身に一定以上の障がいがある20歳未満の児童を養育する人	重度～中程度 ※児童が児童福祉施設などに入所している場合は対象外。

支援制度があります

ひとり親家庭などで児童を養育している人へ

●問い合わせ先 子育て支援課 子ども家庭班 ☎(248) 1162

児童扶養手当制度

離婚などの理由で、父または母と生計を別にしていて児童を養育する家庭に支給されます。

▼支給額

受給資格者と扶養義務者(同居している親など)の所得に応じて区分され、この区分は毎年、現況届の審査状況で見直されます。

支給対象児童1人の場合
全部支給・・・月額42,910円
一部支給・・・月額42,900円～10,120円
支給対象児童2人目
月額 10,140円～5,070円加算
支給対象児童3人目以降
1人につき 月額 6,080円～3,040円加算
※所得制限があるため、所得が限度額以上ある場合は支給停止となります。

事実婚と認められる場合は

事実婚とは、夫婦としての共同生活と認められる事実関係(定期的訪問がある、定期的な生活費の補助を受けている

など。同居の有無を問わない)が存在する状態です。事実婚の場合は、児童扶養手当の受給対象外となりますので、手当を受けている人で事実婚の状態にあると思われる人は、速やかに資格喪失の届け出をしてください。

ひとり親家庭等医療費助成制度

医療費の一部を助成します。

▼対象 次の全てを満たす人

- ・国民健康保険法の規定による被保険者または社会保険各法の規定による被保険者もしくは被扶養者。
- ・市内に住所を有するひとり親家庭の父もしくは母とその者に扶養されている児童、または父母のない児童。
- ※所得制限があります。

▼助成期間

- ・児童 18歳に達する日以降最初の3月31日まで。
- ・父・母など 扶養している児童が20歳になる誕生日の末日まで。

▼助成額

助成対象者が支払った保険診療における一部負担金の3分の2に相当する額

個別カウンセリングも受けられます

働きたい女性のためのステップアップセミナー

●問い合わせ先 女性・子ども支援課 ☎(248) 1199

「仕事と子育てを両立したい」「働きたいけど自分に合う仕事が見つからない」などの悩みはありませんか。結婚や出産、子育て後の女性の職場復帰や再就職のためのスキル取得を支援し、あなたに合った仕事を一緒に探します。3回のセミナーに加え、個別カウンセリングも受けられます。セミナー前に「はじめましてカフェ」も実施します。(セミナーのみの受講もできます)

ステップアップセミナー日程 (全4回)

とき・ところ	内容
8月30日(金) 午後2時～4時 すみっこの台所(ヴィーブル)	はじめましてカフェ スイーツを食べながら、参加者たちと楽しく会話をしましょう。気楽にママ友もできます。(参加費実費500円)
9月5日(木) 午後1時30分～4時30分 ヴィーブル研修室	①働き方で変わる未来 パート・正社員・扶養される・されないどっち？働き方を考えましょう。
9月12日(木) 午後1時30分～4時30分 ヴィーブル研修室	②働きやすさをつくるコツ マナーやコミュニケーションの必要性を理解し仕事と家庭の両立も考えましょう。
9月18日(水) 午後1時30分～4時30分 ヴィーブル研修室	③企業を知ろう～地元企業と笑談会 ざっくばらんに企業と交流しましょう。企業と直接会話をし働くイメージを具体化できます。

▼申し込み先

株式会社
きらり コーポレーション
☎(248) 3553
☎(248) 3556
<https://www.kirari.co.jp/>



▲きらりコーポレーションホームページ

現況届を忘れずに

児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成を受けている人は、受給資格確認のため、現況届の提出が必要です。対象者には8月上旬に関係書類を送付します。

現況届の提出がないと、11月以降の手当の支給を受けることができません。また、2年以上届け出がないと受給権がなくなります。ご注意ください。

▼提出期限 8月30日(金)



高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母が、専門的な資格取得のため修学が必要な場合、生活費の負担を軽減する給付金です。

▼対象 次の全てを満たす人

- ・児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人。
- ・養成機関で1年以上の教育課程を受け、対象資格の取得が見込まれる人。
- ・就業または育児と修学の両立が困難であると認められる人。

▼対象資格

看護師、保育士など33資格

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が、就業につながるような講座を受講した場合、受講修了後に受講経費の一部を支給する給付金です。

▼対象 次の全てを満たす人

- ・児童扶養手当受給中、または同様の所得水準である人。
- ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる人。

▼指定対象講座

雇用保険制度の一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座 ※各給付金について詳しくはお尋ねください。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

未婚のひとり親に対し、令和元年度において17,500円を児童扶養手当に上乗せする形で支給します。

▼対象 次の全てを満たす人

- ・令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母。
- ・基準日において、これまでに法律婚をしたことがない人。

▼基準日 令和元年10月31日

▼給付額 17,500円

※詳しくは、児童扶養手当現況届の際にお尋ねください。